

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月 1 日

【会社名】 レカム株式会社

【英訳名】 RECOMM CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 秀博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目 2 番 6 号

【電話番号】 03-5357-1411（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 C F O 砥綿 正博

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北四丁目 2 番 6 号

【電話番号】 03-5357-1411（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 C F O 砥綿 正博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成28年11月30日開催の取締役会において、平成29年2月1日を効力発生日として新設分割を行うことに關し、平成28年12月20日開催予定の定時株主総会に議案として提出することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社グループは、中小企業のお客様に対して企業理念である「最適な情報通信システムの構築」「最大限の経費削減のお手伝い」「迅速かつ安心して頂ける保守サービスの提供」を行うことにより、お客様企業の営業活動に関するあらゆる問題解決を提供する『No.1セールスソリューションプロバイダー企業グループ』を目指しております。

近年、当社グループの事業は中国でのLED販売事業の開始、電力小売り事業への進出、BPO事業の拡大等、新たな事業が育ってきており、今後のASEAN地域での新たな事業展開を含め大きく変貌を遂げようとしております。このように、当社グループで行う事業が国内の情報通信事業、エコ及び電力小売り事業、BPO事業、海外での法人向け事業と多岐にわたっていくなかで、より高い収益性と企業価値の向上に取り組んでいくために、グループガバナンスを強化し、グループ会社及び各事業部門の責任と権限の明確化、グループ会社の迅速な意思決定に資するガバナンス体制の構築、グループ運営体制の変革を通じたグループ総合力の強化を目的として、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

(2) 新設分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とし、新たに設立する「レカムジャパン株式会社」を承継会社とする分社型の新設分割です。

新設分割に係る割当ての内容

新設分割設立会社は、新設分割に際して普通株式2,000株を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。

新設分割の日程

株主総会基準日	平成28年9月30日
新設分割計画承認取締役会	平成28年11月30日
新設分割計画承認定時株主総会	平成28年12月20日(予定)
分割効力発生日	平成29年2月1日(予定)

その他の新設分割計画の内容

当社が平成28年11月30日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、(5)「新設分割計画書」のとおりです。

(3) 当該新設分割計画に係る割当ての内容の算定根拠

当社単独の新設分割であり、承継会社の普通株式が当社のみ割り当てられるため、第三者機関による算定は実施しません。

(4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	レカムジャパン株式会社
本店の所在地	東京都千代田区九段北四丁目2番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 木下建
資本金の額	100百万円
純資産の額	114百万円(予定)
総資産の額	788百万円(予定)
事業の内容	情報通信機器の販売等

(注) 新設分割設立会社についての記載内容は、本臨時報告書提出日時点における予定です。

(5) 新設分割計画書は次のとおりです。

新設分割計画書（写）

当社（以下、「甲」という。）は、新たに設立するレカムジャパン株式会社（以下、「乙」という。）に、甲の情報通信事業（以下、「本件事業」という。）に係る資産、債務その他権利義務（雇用契約を除く。）を承継させるため、次のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

第1条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他乙の定款に定める事項は、別紙1「レカムジャパン株式会社定款」記載のとおりとする。なお、乙の本店の所在場所は東京都千代田区九段北四丁目2番6号とする。

第2条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役及び監査役の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 設立時取締役
木下建、大畑康弘、伊藤秀博、砥綿正博、村山祐一
- (2) 設立時監査役
加藤秀人

第3条（新設分割に際して交付する株式及びその割当て）

乙は、本新設分割に際して、乙の普通株式2,000株を発行し、そのすべてを甲に割当て交付する。

第4条（資本金及び準備金に関する事項）

乙の成立の日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------|
| (1) 資本金 | 金100,000,000円 |
| (2) 資本準備金 | 金 0円 |
| (3) その他資本剰余金 | 会社計算規則により算出された額 |
| (4) 利益準備金 | 会社計算規則により算出された額 |
| (5) その他利益剰余金 | 会社計算規則により算出された額 |

第5条（承継する権利義務）

乙は、その成立の日（第6条で定める日をいう。以下同じ。）において、別紙2「承継権利義務明細表」に記載した甲の本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他一切の権利義務（雇用契約を除く。）を承継する。ただし、法令等又は契約上の理由により乙へ承継できないものは除く。

- 2 甲は、前項の規定により、乙が承継するすべての債務につき重疊的債務引受を行うものとする。ただし、甲と乙との間に生じた債務についてはこれを除く。

第6条（乙の成立の日）

乙の設立を登記すべき日（以下、「乙の成立の日」という。）は平成29年2月1日とする。ただし、手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これを変更することができる。

第7条（分割条件の変更及び本計画の中止）

本計画作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲の資産状態、経営状態に重大な変動を生じたとき、又は、本計画の目的の達成が困難となったときは、甲は必要に応じて本計画を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

第8条（本計画の効力）

本計画は、乙の成立の日までに、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第9条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項のほか、本新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

平成28年11月30日

東京都千代田区九段北四丁目2番6号
レカム株式会社
代表取締役社長 伊藤 秀博

(別紙1)

レカムジャパン株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、レカムジャパン株式会社と称する。英文名では、RECOMM JAPAN CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。

- 1 通信機器、オフィスオートメーション機器、システム、ソフトウェアの開発、製造、受託開発業務
- 2 通信機器、オフィスオートメーション機器、システム、ソフトウェアの販売、リース、仲介、取次、代理、保守・管理及び設置工事業務
- 3 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
- 4 電気製品、家具、什器備品、文房具の販売及びリース
- 5 店舗、事務所のインテリアの企画・設計及び内装仕上げ工事並びに監理
- 6 防犯、防火、防災など安全に関する機器、システムの開発、販売、製造、保守及び受託開発 店舗、事務所のインテリアの企画・設計及び内装仕上げ工事並びに監理
- 7 管工事
- 8 インターネット間の接続業務の受託・代理業務
- 9 インターネットを利用した各種情報提供サービス業 8 インターネット間の接続業務の受託・代理業務
- 10 古物の売買
- 11 電気通信事業法に基づく電気通信回線の販売
- 12 金融業
- 13 経営コンサルタント業務
- 14 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社取締役会による承認を得なければならない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(募集株式の発行)

第10条 募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集手続)

第12条 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第16条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は3名以上、7名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。
- 2 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項に異議をのべたときはこの限りではない。

(取締役会の決議事項)

- 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

- 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の数)

- 第29条 当会社の監査役は3名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第30条 監査役は、株主総会の決議において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金配当の基準日)

第34条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の未払いの金銭には、利息をつけない。

(別紙2)

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、乙の成立の日における本件事業に属する次に記載する資産、債務、その他一切の権利及び義務(雇用契約を除く。)を甲より承継するものとする。

なお、承継する権利及び義務のうち、承継する資産及び負債の評価は、平成28年9月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定するものとする。

1 承継する資産及び負債

(1) 流動資産

本件事業に係る現金及び預金、受取手形、売掛金、棚卸資産、前払費用、未収入金その他流動資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

(2) 固定資産

本件事業に係るソフトウェアをはじめとする固定資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、事務所設備や備品等の管理用資産、関係会社株式、持分を除くものとする。

(3) 流動負債

本件事業に係る買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金その他流動負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

(4) 固定負債

本件事業に係る固定負債のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

2 承継する雇用契約

該当事項はありません。

3 承継するその他の権利義務等

本件事業に関して甲が締結した売買契約、業務委託契約、請負契約、保守サポート契約、秘密保持契約、リース契約、銀行取引契約、許認可、登録及び届出事項その他本件事業に関する一切の契約上の地位及び当該契約より発生した一切の権利義務。

なお、上記に関わらず、新設分割による契約上の地位等の移転が認められない、又は移転できない、もしくは許認可の再取得が不能であるもののうち、本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外するものとする。

また、甲は、各債権者に対して甲より乙が承継した債務につき重畳的に引き受けるものとする。

以上